

## 教育訓練給付制度のご案内

労働者の雇用の安定と再就職の促進を図るため、厚生労働大臣の指定する講座（本講座）を受講したものに対して、講座修了者に対して公共職業安定所から受講に要した費用の20%が給付されます。

※割引制度をご利用された方は割引後の金額から20%給付されます。

### 対象者

下記①②いずれにも該当される方

①受講料を自らの名前においてお支払された方

②入学時点で、雇用保険の被保険者であった期間が通算3年以上ある方

初めて利用の方は被保険者期間が1年以上あれば利用可能です。

※対象者かどうかの確認は、最寄りのハローワークにお問い合わせください。

### 対象講座

- 介護職員実務者研修(1級修了者)
- 介護職員実務者研修(2級修了者)
- 介護職員実務者研修(初任者研修修了者)
- 介護職員実務者研修(無資格者)

①最寄りのハローワークにて受給資格確認を行ってください。

②申込書に「教育訓練希望」と記載してください。

③申込後に受講料を本人名義で納入ください。

④講座修了時に修了証明書と共に支給申請書類一式をお送りします。

⑤申請書に必要事項を記載し、修了日より1か月以内にハローワークに提出してください。

⑥給付金がハローワークより指定金融機関に振り込まれます。

### 支給額

取得資格	受講料	本人負担額
無資格者	100,000円	80,000円
訪問介護員養成研修2級課程修了者	80,000円	64,000円
介護職員初任者研修修了者	80,000円	64,000円
訪問介護員養成研修1級課程修了者	60,000円	48,000円